

○厚生労働省令第十八号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）の一部の施行に伴い、並びに診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二十四条の二第二号及び臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第二条の規定に基づき、診療放射線技師法施行規則及び臨床検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年二月十二日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

診療放射線技師法施行規則及び臨床検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（診療放射線技師法施行規則の一部改正）

第一条 診療放射線技師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二を第十五条の三とし、第三章中同条の前に次の一条を加える。

（法第二十四条の二第二号の厚生労働省令で定める行為）

第十五条の二 法第二十四条の二第二号の厚生労働省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 静脈路に造影剤注入装置を接続する行為（静脈路確保のためのものを除く。）、造影剤を投与するために当該造影剤注入装置を操作する行為並びに当該造影剤の投与が終了した後に抜針及び止血を行う行為

二 下部消化管検査のために肛門にカテーテルを挿入する行為並びに当該カテーテルから造影剤及び空気を注入する行為

三 画像誘導放射線治療のために肛門にカテーテルを挿入する行為及び当該カテーテルから空気を吸引する行為

（臨床検査技師等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条 臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の二号を加える。

十七 基準嗅覚検査及び静脈性嗅覚検査（静脈に注射する行為を除く。）

十八 電気味覚検査及びびろ紙ディスク法による味覚定量検査

附 則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

改 正 案	現 行
<p>第三章 業務等</p> <p>（法第二十四条の二第二号の厚生労働省令で定める行為）</p> <p>第十五条の二 法第二十四条の二第二号の厚生労働省令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 静脈路に造影剤注入装置を接続する行為（静脈路確保のためのものを除く。）、造影剤を投与するために当該造影剤注入装置を操作する行為並びに当該造影剤の投与が終了した後に抜針及び止血を行う行為</p> <p>二 下部消化管検査のために肛門にカテーテルを挿入する行為並びに当該カテーテルから造影剤及び空気を注入する行為</p> <p>三 画像誘導放射線治療のために肛門にカテーテルを挿入する行為及び当該カテーテルから空気を吸引する行為</p> <p>（法第二十六条第二項第二号の厚生労働省令で定める検査）</p> <p>第十五条の三 法第二十六条第二項第二号の厚生労働省令で定める検査は、胸部エックス線検査（コンピュータ断層撮影装置を用いた検査を除く。）とする。</p>	<p>第三章 業務等</p> <p>（新設）</p> <p>（法第二十六条第二項第二号の厚生労働省令で定める検査）</p> <p>第十五条の二 法第二十六条第二項第二号の厚生労働省令で定める検査は、胸部エックス線検査（コンピュータ断層撮影装置を用いた検査を除く。）とする。</p>

○ 臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第二十四号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第二条の厚生労働省令で定める生理学的検査）</p> <p>第一条 臨床検査技師等に関する法律（以下「法」という。）第二条の厚生労働省令で定める生理学的検査は、次に掲げる検査とする。</p> <p>一 十六 （略）</p> <p>一 十七 基準嗅覚検査及び静脈性嗅覚検査（静脈に注射する行為を除く。）</p> <p>一 十八 電気味覚検査及び紙ディスク法による味覚定量検査</p>	<p>（法第二条の厚生労働省令で定める生理学的検査）</p> <p>第一条 臨床検査技師等に関する法律（以下「法」という。）第二条の厚生労働省令で定める生理学的検査は、次に掲げる検査とする。</p> <p>一 十六 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>